

令和4年度第3回小田原市環境審議会議事概要

1 日時 令和5年2月6日（月）10：00～12：00

2 場所 小田原市役所 全員協議会室（オンライン併用）

3 出席委員（10名）

田中委員（会長）、関野委員（副会長）、奥委員、増原委員、深野委員、宝子山委員、鈴木委員、多田委員、増田委員、坂本委員

4 欠席委員 杉山委員、中川委員

5 出席職員（11名）

環境部長、環境部管理監、環境政策課長、環境政策係長、資源循環係長、環境政策課係員、ゼロカーボン推進課長、ゼロカーボン推進課副課長、ゼロカーボン推進課係員、環境保護課副課長、環境事業センター副所長

6 傍聴者 2名

7 副会長の互選

会長	副会長の互選について、これまで、前任の森委員に副会長をお務めいただいております。後任の副会長を選任する必要があります。 小田原市環境審議会規則の規定第4条により、委員の互選により定めることとされている。まず、委員の方でどなたか推薦などのご発言はあるか。また、事務局で案はあるか。
事務局	今回は委員任期の途中であることから、事務局としては、第14期の残任期間については、森委員の後任者である関野委員に引き続き副会長にご就任いただきたいと考えている。
会長	事務局から提案があったが、いかがか。
その他委員	（異議なし）
会長	それでは、関野委員に副会長をお願いします。関野委員、よろしくお願いいたします。

8 報告事項

（1）脱炭素先行地域の選定について（資料1、参考資料）

事務局から資料1及び参考資料に基づき報告を行った。

概要は次のとおり。

委員	脱炭素先行地域に選定されたということで、非常に喜ばしいことだと思う。何点か質問、意見させていただく。まず、資料1の枠で囲まれた中に、地域の蓄電池や電気自動車を配電網レベルで
----	--

	制御するということが記載されている。全てを仔細に見たわけではないが、北九州市でも配電網レベルではないと思うが、もう少し狭い集合住宅といった単位で似たようなことをやっていたと思う。北九州市も選定されているが、ぜひ他の事例を参照したり、それぞれの脱炭素先行地域の中で発展できるような意見交換や情報交換などができれば良い。 次に、民生部門電力の脱炭素化について、小田原駅東口エリアの商店街や久野地区の大規模商業施設などの屋根や駐車場に太陽光発電を乗せるということで、ぜひ進めていただきたいと思うが、民間が所有してる建物や駐車場だと思う。どのように協力を呼びかけていくのかということが重要ではないか。現時点では 17 日にシンポジウムを実施するということだが、この提案にあたって、商店街連合会や大規模商業施設、基幹病院病等の協力がどの程度得られそうか、あるいはどのように協力を得ていく見込みなのか。これは太陽光発電を導入しなければ罰則があるということではないため、導入していただくことへのインセンティブなど、今後の進め方が非常に重要だと思う。現時点で何か見込みなどがあれば教えていただきたい。
事務局	まず、選定された自治体の意見交換については、環境省でも自治体同士の勉強会等も予定されている。また、個別に懇意の自治体とはお互いに情報交換しており、引き続き続けていきたいと思っている。 二点目のご質問については、民間の整備に対しても、提案をする段階で一定の事業者に対しては説明を行い、概ねこういった事業を実施していくことに対する賛同を得られている。具体的に、こういった設備に対してどのように交付金をあてていくのかといったことは、これから個々に調整し、具体的に協議していく。大型商業施設等は、ある程度開発を見込んでいるため、再エネや省エネは組み込まれているが、商業施設等については、省エネ等を新たに導入することも必要になってくる。交付金をあてた中で、省エネ化が図れた部分のメリットを踏まえ、再エネのプランへの切替など、あまりマイナスにならないレベルで行えるような提案をしたいと思っている。どのように協議を進めていくかについては、内部でも検討している。
委員	昨年策定した気候変動対策推進計画においては、2030 年度まで

	に市内の再エネ導入量を 2019 年度の約 5 倍である 15 万 kw にするという目標を立てている。今回、脱炭素先行地域に選定され、非常に精力的に、また、具体的な内容をしっかり盛り込んで歩みを進めていかれるこういった事業というのは非常に評価できると思うが、この取組をとおして、2030 年度目標にどのくらい近づけられるのか、数値的な見通しを教えてください。
事務局	この脱炭素先行地域を活用した再エネの導入については、資料 1 の①②④に基づき太陽光発電を導入していく計画になっており、大体 6,000 から 7,000 kw となる。15 万 kw という目標に対しては、当然これだけで全て達成できるものではないが、ある程度貢献できると考えている。
委員	6,000 から 7,000kw とすると、15 万 kw までどのように引き上げるのか。その先のビジョンも必要になってくる。今回のこの取り組みが波及効果をもたらすことまで想定されていると考えて良いか。
事務局	こういった直接的な再エネ導入については、6,000、7,000kw と見込んでいるが、地域全体でエネルギーマネジメントを行い、無駄なく使っていくような仕組みの構築を同時に図っていくことを考えている。そういった仕組みの基盤を整えていくことによって、さらに再エネ導入が拡大していくことも期待している。
会長	おそらく委員ご指摘の点が、次の議題とも絡んでくる。地域脱炭素化促進事業に大きい期待があるということだと思う。
委員	小田原市の取組というのは、既存インフラを活用しながらローカルレベル、地域の配電網レベルで需給バランスを管理していくといったエネルギーマネジメントシステムを使い、地域の展開を含めて取り組まれていくということで、全国的にも先進的な取組だと思う。市内で実行しつつ、ぜひそのモデルを他の地域にも広げていっていただきたいと思っている。先ほど委員からも市内の波及効果のお話があったが、市外への波及効果も含めて、取り組んでいただくようお願いしたいと思う。
会長	ぜひ、その趣旨を踏まえて事業を進めていただきたい。

(2) 地域脱炭素化促進事業の取り扱いについて(資料 2、資料 3-1、資料 3-2)

事務局から資料 2、資料 3 - 1 及び資料 3 - 2 に基づき報告を行った。

概要は次のとおり。

会長	まず会場の委員から質疑、ご意見を伺い、その後オンラインで参加されている委員にご意見等を伺う。
委員	資料 3-1、12 ページの手続きフローについてお伺いする。先ほどの脱炭素先行地域の提案や事前の事業者とのやり取りについて聞く範囲では大丈夫だという気がするが、先ほどご説明があったように、対象区域が市街化区域全域となるため、ないとは信じたいが、悪質というか手続きから逸脱するような事業者が出てくるとも想定しておくと思いと思う。例えば、計画段階の事前相談に来ないことや、協議段階で説明会の開催を指導したが行わないなど、いくつかこのフローに当てはまらないケースが考えられる。それをガイドラインに書くかどうかは別として、そういう場合は、おそらく最後の認定には至らないであろうという理解で良いか。
会長	会場でいくつか質疑があれば、まとめて伺ってから、事務局から回答いただくこととする。
委員	13 ページに協議段階の項目がある。資料 1 脱炭素先行地域の選定についての資料では、一般住宅 650 戸を目標にして、太陽光発電を導入していこうという計画があるわけだが、地域において協議するという記載について、この地域というのは、この環境審議会という意味なのか、それぞれの市街地全体を対象にするのか、それとも、例えば自治会単位などで説明会を開いて募集するのか。その辺りがよく見えない。これは、目標値としては一番大きなもので、事業者よりも太陽光発電量としては大きいので、ここは目標以上に応募する人が多いという喜ばしい状況をいかに作っていくかというところがポイントになると思う。一般市民にどう働きかけていくのかというところが、この制度の鍵を握っていると感じる。
会長	対象の規模が 8,000kw 未満と書いてあるが、逆に言うと、下限値はあるのか教えていただきたい。
事務局	まず、こちらは義務という制度にはなっていないため、悪質な場合というか、あえてこの認定を受けないで実施をしていくという事例もあろうかと思う。その場合は、当然認定という手続きは行わないが、事業者の判断でやっていただくことになる。 次に、13 ページの協議段階の地域において協議を行うという部分については、こちらの審議会で協議をしていくことを想定している。影響が大きい場合は地元への説明会を求めることができる

	ということになる。この説明会については、自治会単位など、そういったところでの開催を想定している。
委員	この審議会で協議しても 650 戸という目標値が達成できるかどうかは別の問題だと思う。そちらの手立てについても、あわせて考えておかないと、目標の達成はなかなか難しいという気がする。
事務局	これだけで、全てを行うのではなく、達成していくための一つの方策として活用していこうと考えている。 最後に、会長からご質問のあった規模の下限值については、現状は特に定めていない。
会長	7 ページに、促進区域において整備する脱炭素化促進施設の規模ということで記載されている。太陽光パネル一つでこういう申請が出てくる可能性もあるが、おそらく実務上のメリットがないので出さないということだと思う。作る書類がいくつかあり、設置者側の負担と見合うだけのメリットがあるかどうかということで、認定されると一定のメリット、特にワンストップ化窓口になるといったメリットがある。そういった仕組みであると認識している。 次に、オンラインで参加されている委員はいかがか。
委員	あくまでもこれは事業に認定されるかどうかの申請のためのガイドラインで、この認定を受けなくても事業者は事業を行うことができるという理解をしているが、そこが間違いないか確認したい。また、もしそうであるとすると、このガイドラインを周知するにあたって、市民の皆さんに、その件について分かるようにしっかりご説明をしていただいた方が良い。事前相談や環境審議会での審議という内容が入っていて、見る方によっては、これに沿っていないと事業をやってはいけないという誤解をされる方がいらっしゃると思う。このガイドラインに沿っていないが事業を実施した事業者がいるとなったときに、その事業者が世間から悪質に見られてしまうということがあると、ちょっと違うと思う。制度についての確認と、周知の対応について伺う。
委員	資料 2 でご説明いただいた環境審議会の役割を見ると、認定基準①への適合確認ということで、環境審議会において計画に定めた促進事業の促進項目に適するか、また、周辺環境への影響の大きさについて判断するということが書いてある。この認定基準①への適合というのは、資料 3-1 のガイドラインの 17 ページから

認定基準の記載があるが、こちらの①を指しているという理解で良いか。17、18 ページに適合が必要な要件ということで、項目ごとに整理されている。これらへの適合を環境審議会で確認するということか。

認定基準への適合を確認するといっても、単に確認するだけではなくて、周辺環境への影響の大きさについても判断するということになる、環境審議会が環境影響評価審査会のような、いわゆる環境アセスメント審議会のような役割も担っていくということになるのではないかと思う。その際に、何をもって環境影響が大きいとするか、看過できない影響があるかないかを判断するのかということについては、17 ページから記載されている適合が必要な要件ということだけでは十分な判断が難しいのではないかと思う。それについて、事務局としてどのように考えているか。

また、環境審議会が諮問を受けて審議をし、市長に答申したということをもって次の段階に進む、場合によっては、答申を受けて、環境への影響が大きい場合は、市が説明会を開催するように事業者に指導するということが資料 2 に記載されているが、単に説明会を開催するというだけではなくて、どこにそのエリアを設定するかということはあるかと思うが、その事業計画の対象エリアの近隣住民がしっかりと関与できるような、環境アセスメントの手続きのような、意見を出したり、それに対して事業者が応答したりというような双方向型のやり取りをして、合意形成をしっかりと図っていくという手続きが、この促進事業の推進において求められ、期待されているところである。説明会の開催だけで大丈夫なのか疑問がある。

最後に、先週、小田原市の都市計画審議会があり、そこで都市計画マスタープランや立地適正化計画について見直し、改定をするということで審議をした。立地適正化計画の中では、居住誘導区域などで、土砂災害等の災害の危険があるエリアは外していくということで計画の見直しをした。この改定後の立地適正化計画で除外されたエリアもこちらのガイドラインの促進区域から外すエリアとして反映されるように整合を取っていただきたい。また、立地適正化計画の中には、再エネを積極的に導入していくという記述も盛り込まれている。この新しくできるガイドラインに沿って事業が進められていくということについて、都市計画課には立

	地適正化計画の中に入れてもらうよう要望したが、都市計画課と連携を取り、両方の計画の整合が図られるようお願いしたい。
会長	審議会の役割と認定基準のあり方、さらには説明会等、住民の関与のあり方についても言及いただいた。また、都市計画との関係について、整合を図るといった要望であった。 質疑の数も多くなったため、ここで一度区切り、事務局にお答えいただきたい。
事務局	まず、促進事業の認定を受けるためのガイドラインということで、こちらは義務ではないため、認定を受けていないからやってはいけないといった事業ではない。その周知をしっかりとしていくべきということで、今後どういう形で周知していくかということも含めて検討を重ねていきたいと思っている。 また、先行地域に選定されたこともあり、その推進とうまく絡めながらやっていけるような方向性も考えていきたいと思っている。 次に、資料 2 の認定基準①については、委員がおっしゃるとおり、ガイドライン 17 ページの認定基準①になる。環境への影響をどう判断するのかといったところが難しいというようなご意見があった。13 ページの協議段階に例を記載しているが、災害の影響が及ぶ恐れが特に高いエリアに設置する場合や、地域森林計画の対象民有林において、立木を伐採する場合に影響がどうなのかというところをご判断いただくことになる。その基準等については、どういう形で設定をしていけば良いか、検討していきたい。 次に、合意形成、地元への説明会の開催については、単なる説明ではなく、地元と双方向での合意形成を図るべきというようなご意見をいただいたが、庁内で検討している中でもそういった意見も出ている。単なる説明会ではなくて、ある程度地元と合意形成を図っていくというようなことを盛り込むようにブラッシュアップしていくことを今後検討していきたい。 最後に、立地適正化計画との整合性については、計画の該当部分について明確に確認をしているわけではないので、後ほど確認させていただければと思う。ガイドライン 5、6 ページの凡例に、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区等は除外しており、危険なところには基本的には設置しない、促進しないとしている。趣旨としては同様だと思うが、所管とも確認をさ

	せていただきたい。
会長	今の質問に関係するが、認定基準について、18 ページ以降に②と③があるが、これは認定基準にならないのか。
事務局	認定基準②③については、市が確認する項目となる。
会長	先ほど地域住民とのコミュニケーションについて委員からご指摘があったが、13 ページに記載のある協議段階の説明会の関係の記述を少し丁寧にしていくと良い。 合意形成のやるべきことは、住民への情報提供と意見の聴取、そしてそれに対する応答となる。双方向で意見をやり取りし、理解を求めていくという手続きであり、何をもって合意形成とするかということは難しいところがある。一人でも合意をしないと合意形成にならないなど、色々指摘をされる方もいる。私自身はきちんとした情報提供や意見を伺い、そしてそれに応答していくことがプロセスとして必要ではないかと思う。その点は少し丁寧に記述してはどうか。
委員	促進区域は、本来的には再エネを促進していくことを目的として作られた制度で、地域での合意形成を経て、環境共生型の事業を進めていくことに活かしていただければと思う。 また、一定の場所に誘導をするというメリットもあると思っている。先ほど意見も出ていたが、今後、どのような形でこのガイドラインを策定し、そして市民の皆さんへ共有していくかというプロセスについて、現時点で考えがあればお伺いしたい。
会長	先ほど委員から、このガイドラインの意味というか、きちんと正確に伝えるようにという意見があった。このガイドラインに沿わないと事業が実施できないというように理解されることは避けた方が良い。一つ提案として、このタイトルについて、現在は「地域脱炭素化促進事業ガイドライン」となっているが、「認定等のガイドライン」としたらどうか。認定手順を定めるといった趣旨だと思う。その事業に認定するためにどういう基準を設けているかということを示す、あるいは手順、様式、それから作成すべき書類などを示しているのがこのガイドラインだと思う。このタイトルも工夫したら良いと思う。
事務局	庁内の全庁的な会議でガイドライン案を提出したが、その中でも様々なご意見があった。今は早急に策定する段階ではないというような状況で、今後、庁内でもしっかりと検討を行い、策定した

	いと考えている。まずは、庁内でどのように合意を得ていくかというステップから進めていきたいと思っている。本日いただいたご意見も踏まえ、再度中身についても検討させていただく。将来的に策定の段階でどのように周知していくかというところも含めて今後考えていきたい。 タイトルについてもご指摘いただいたが、なるべく分かりやすい形になるようにしたいと考えている。
会長	先ほどの本ガイドライン作成までのプロセスに関するご指摘の中に、パブリックコメントを行うかという意見もあったように思う。周知を含め、こういった手順で進めていくということについても広く認識してもらうために、そういう手続きを取るということも考えられる。
事務局	現状、パブリックコメントの実施までは考えていなかったが、色々なご意見を踏まえていく中で、周知の方法として適切であれば、そういったことも対応していくという選択肢はある。

(3) 第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と今後の取組について

(資料4、参考資料)

事務局から資料4及び参考資料に基づき報告を行った。

概要は次のとおり。

会長	一般廃棄物処理基本計画の現時点での進捗状況ということで、目標の達成状況について説明があった。 まず、会場で出席されている委員の質疑、ご意見をまとめてお伺いしてから事務局に回答いただく。
委員	資源化率の推移について、令和3年度の資源化率は24.9%、焼却灰資源化率は10.8%となっている。これは、実際には資源化率に含まれているのか。この10.8%は、ごみの総排出量から考えると、1%以下になると思うが、これは資源化率プラス焼却灰資源化率なのか。 次に、資料10ページの④生ごみ堆肥化の推進で段ボールコンポストについての記載があり、現在6,368世帯が参加しているということだが、前回の環境審議会で質問した際に、実際は600世帯ほどこ継続的に行っていないという話があった。つまり、参加世帯の約1割で、6,000世帯が8,000世帯に増えた場合、継続

	的に行うのは 600 世帯が 800 世帯に増えることになると思う。200 世帯増えたことが、生ごみの抑制にどの程度効果があるのか。8 ページに組成分析結果があり、生ごみ等のちゅう芥類（生ごみ等）は 41.3%ということで、燃せるごみにこれだけ含まれているものを減らしたいということだと思うが、200 世帯となると市全体 8 万世帯のうち 0.25%とかなり少ないように思う。41.3%の中には、家庭ごみだけでなく事業ごみもある。私の試算では 0.1%以下の効果しかないのではないかと思う。 6,000 世帯から目標の 8,000 世帯へ増やしていくことは良いと思うが、この目標達成によって得られる効果はどうなっているか。41.3%のちゅう芥類（生ごみ等）をどの程度減らせると試算されているのか伺いたい。
委員	プラスチックゴミについて、今年度、プラスチック資源循環促進法が施行され、それを受けて容器包装以外のプラスチックも分別してリサイクルできる体制が整っていると思う。先ほどご説明にあった中間見直しで対応することになるかもしれないが、それに先立って、燃せるごみの組成分析結果が出ている。量は多くないと思うが、現在は、容器以外のプラスチックは燃せないごみに分別されている。そういった実態がどうなっているか。燃せるごみだけではなくて、燃せないごみについても、この検証に先立って一年分だけでも現状を把握していただけると議論に役立つのではないかと思う。
委員	燃せるごみの現状に関することで、リサイクルにおいて、回収が一番難しい課題だと思う。個人、家庭の行為によるというか、そういうことだと思う。自治体が回収事業を行うというのは最終手段であり、一番良いのは個人が自ら戻すということだと思う。スーパーや店頭での回収ということも進められているが、食品トレーが主になっている。私が 30 年ぐらい前にオランダで見たのは、お酒売り場の中に籠があり、その中にお酒の包装箱を入れるようになっている。買ったときにそこで箱は捨ててしまい、瓶だけ持って帰るということ、30 年以上前からオランダやドイツでは行っている。当然ながら瓶についてもスーパーの中に回収コー

	ナーがある。回収の最も良い方法は、家に持って帰らないということで、目指すべき仕組みの第一歩だと思う。そして、家で使ったものを消費者がお店に戻し、最後に残ったものを自治体が回収するという３段階であるべきではないかと思う。店頭で外し、包装材料をなるべく家に持って帰らないという仕組みにすれば、消費者もお店に戻しに行ったり、ごみに出したりという手間がいらない。いつも思うが、マヨネーズの包装は不要であり、プラスチックごみとして家で分けているが、店頭で回収していけば家庭ごみは減る。紙の回収についても店頭で回収できればより効果的ではないかと思う。資源店頭回収協力店の項目の中に、ぜひ食品トレイだけでなく、包装資材なども入れたらどうかと思う。そのことによって、燃せるごみの中の紙類やプラスチックごみを減らせる可能性はあるのではないかと考えている。日本で見たことがないため、参考にしても良いのではないかと思う。
委員	資料に現状の数値や事業の内容が書いてあるが、現状の課題や問題点が分かりにくい。課題や問題点等があれば教えていただきたい。 また、一般廃棄物については、これは小田原市民を対象をとしたごみの問題だと思うが、産業廃棄物との関係について疑問がある。実際、産業廃棄物について、食品や生ごみの問題もあるが、そういう問題についても考えていかなければいけないのではないか。そういった点との絡みはどうなっているのか疑問がある。
事務局	まず、資源化率のところで、何点かご質問をいただいた。６ページの資源化率について、令和３年度の資源化率は24.9%である。これについては、焼却灰は含んでおらず、燃せるごみ、燃せないごみ全体の総排出量のうち、紙布類や、ビン、缶といったごみの資源化が24.9%となっている。その下の焼却灰資源化というのは、焼却灰、つまり燃せるごみを燃やして出てきた灰の総量のうち、約１割を現在資源化しており、それ以外は埋め立てている。 次に、段ボールコンポスト、生ごみの堆肥化については、8,000世帯、全世帯の１割という目標を掲げて取り組んできているところである。さらに、そのうち継続している世帯の割合となると、

1 割にも満たないというようなご説明を前回の会議でさせていただいた。継続してるのは現状 600 世帯くらいで、これから目標の 8,000 世帯が達成できたとして、継続するのを 800 世帯と仮定すると、数字的にはごくわずかである。また、8 ページのちゅう芥類（生ごみ等）は 4 割とまだまだ数多く入っているという状況である。これに対して、段ボールコンポストでどれだけの削減効果があるのかということは、数字として捉えきれておらず、実際に数字を掴むことは難しいと思うが、こういった生ごみが燃せるごみに多く含まれているという現状を見て、少しでも啓発や取組を進めていくということでは、手軽にできる段ボールコンポストは普及啓発といった意味も含めて効果があるものとして、市としては継続実施しているところである。数字までは捉えきれてないというのが現状ではあるが、施策の一つとして継続してきた。

次に、燃せないごみの中に含まれるプラスチックについては、今後、今は燃せないごみで排出しているプラスチックも、現在トレ・プラスチック類として集めているプラスチックと一緒に回収をするといった、一括回収というような取組が国で進められてきているところである。ご指摘のあったとおり、今後の一括回収に向けては、現在、燃せないごみにどれぐらいのプラスチックごみが入っているのかということをごくかのタイミングで実際に数値として出すのか、もしくは他市の事例を参考にしながら組成割合を概ね割り出したうえで一括回収の取組を行うのか、検討していきたいと思っている。

次に、店頭でなるべく回収をしてごみを減らすべきだといったご指摘については、私の経験では、例えば靴を買ったと、「靴の箱はどうされますか。」と聞かれて箱は回収するといったことは行われており、一つの事例かと思う。委員がおっしゃられた、スーパーなどで包装資材などの事前の店頭回収をやっているかは、私も記憶にはないが、そういった啓発の方法も確かにあると思う。今後、回収店との協力を進めてく中で、買った段階で事前に回収するというような取組の可能性があるのかということも、視点に入れてやっていけたら良いと思う。

	次に、課題・問題点については、8 ページで示したとおり、やはり燃せるごみの中に紙・布類などリサイクルできるものがまだまだ含まれている。また、生ごみについては、事業系も含めて各家庭で生ごみを減らすような取組を行い、少しでも減らしていくということが今後も課題であると認識している。 また、産業廃棄物の扱いについては、各事業者でそれぞれリサイクル業者に出し、リサイクルを行っている民間事業者もあると聞いているが、事業系の生ごみ、食品残さなどの削減についても、何らかの啓発などを進めていく必要があると考えている。今のところ、実際にはこれといった具体的な取組は行っていないが、民間企業も含めて食品ロスを減らすといった、生ごみの削減に関する啓発は、今後も行っていく必要があると考えている。
会長	オンライン参加の委員で質疑・ご意見はあるか。
委員	先ほどプラスチックの話は別の委員から出たが、小田原市では、製品プラスチックは現状では分別して回収されていないということで承知した。 焼却灰の資源化については、現状どういったところに出しているのか。スラグ化なのか、それとも熔融といったところなのか。焼却灰の資源化もうまく進んでないところがあり、資源化率を上げるのも大変なところがある。排出先を確保と書かれているが、現状がどうなのかお聞きしたい。
会長	私からもお伺いする。焼却灰は何に資源化しているのか。また、先ほど、資源化率を計算するときに、ごみの排出量から資源化率 24.9%を出してるという説明があったが、5 ページに記載されているごみの分別区分①から⑨までの合計値がごみの総排出量と考えて良いのか。おそらくこれは家庭ごみではないかと思うが、ごみといっても範囲が広いため、分かりやすく教えていただきたい。
事務局	まず、灰の資源化については、スラグにして、例えば道路の材料などに使うといった資源化を行っている。現在、灰については県外へ搬出しており、市町村名までは控えさせていただくが、灰の埋め立てについては県外の 4 自治体、資源化については 3 自治体、あわせて 7 自治体に分散して処分、もしくは資源化を行っている。

	次に、資源化率の計算については、5 ページに記載している 9 分類、18 品目の全てのごみの量が分母になっており、事業系の燃せるごみ等の一般廃棄物も含まれている。
委員	資料 4 の 6 ページについて、一番下に資源化率と焼却灰資源化率の推移が並列して記載されているが、これだと両方合わせたものが資源化されているように見える。一般廃棄物処理基本計画でもそういった表記をしているが、先ほど言ったように、焼却灰資源化率については、実際は全体のごみ排出量の 1 % であるため、このように並列して記載するのが適当なのか。 また、生ごみについては、先ほど効果は 0.1 % 以下ではないかとお話ししたが、この 0.1 % は私の頭の中で計算したもので、やろうと思えば 200 世帯だとどのくらい削減できるか把握できると思う。効果がどの程度あるのかということをしきりと見極めて施策をやるということは、すごく大事なことだと思うので、お願いしたい。 次に、資料 4 の 10 ページの生ごみに関連して、小田原市一般廃棄物処理基本計画の計画期間は 10 年間ということなので、途中で追加したり、修正したりする部分もあると思うため提案したい。前回もお話したが、生ごみの堆肥化を市の事業として行う、あるいは、近くの市町村と一緒にいき、事業系の生ごみも一緒に行うという施策がすごく大事だと思う。ご存知かもしれないが、韓国では生ごみの 95 % をリサイクルしている。それはすごいことで、今後、計画の見直しの議論もあると思うが、そういうことも考えの中に入れて、韓国の状況などを調べてほしい。 生ごみを再資源化することによって、全体の資源化率は 53 % となり、OECD 加盟国のトップレベルのリサイクル率になると思う。再資源化率は非常に大事だと思う。 また、12 ページについて、資料では 3 つの項目が新たに出てきているが、考えていただきたいのは、公共施設の自動販売機の撤廃で、他の市町村でやっているところもある。また、イベント・会議等での使い捨てプラスチック製品の使用禁止については、京都市では令和元年度から行っている。 先ほどプラスチックのごみの話が出たが、やはり元から絶たなければいけない。プラスチックごみが出ないということを考えると、例えばプラ削減推進事業所認定を行うことが考えられる。ど

	こに買い物に行っても、プラスチックなしで買い物はできない。その状況はすごくおかしい。プラスチックなしで買い物に行って帰ってくることができる店を認定し、そういうところを増やしていく。例えば八百屋や魚屋では、頼めばプラスチックなしで対応してくれるし、容器を持っていけば買えるなど、そういった店を認定し、プラスチックを使わないで販売してもらう事業所を増やしていくことは、日常の中でやっていくと、かなり効果は高いのではないかと思う。プラスチックなしで買い物ができるお店を推奨するという制度があると良い。先ほど、お店にごみを置いていくという話があったが、そうではなくて、お店自体にプラスチックなしで買い物に行ってこられるというような制度を市で推奨していただくことが大事だと思う。
会長	社会全体の話でもあり、重要な施策であるため、にわかに対応するというより、計画の見直しの際に、それにかかるコストや協力体制といったものについてしっかりと議論をしないといけないと思う。 要望、ご指摘については検討をお願いしたい。 生ごみの実態をきちんと把握するべきという話があったが、事務局で考えはあるか。
事務局	先ほどお答えできなかったが、燃せるごみの削減効果を試算している。(ご質問いただいた、目標 8,000 世帯に増えた場合の約 2,000 世帯分ではなく、現在の段ボールコンポスト登録者数で、かつ燃せるごみ量は令和 3 年度のデータによる試算になるが、) 各家庭で一日あたり 500 g 削減できたと仮定し、仮に現在の 6,368 世帯で行ったとすると、年間で約 1,100 t のごみの削減になると計算している。実際の燃せるごみの総量からすると、約 2% 程度となる。現在の 6,368 世帯で試算しており、この 1 割の継続率とすると、0.2% という数字になる。仮に計算した数値ではあるが、そういった効果をどう捉えるのかということは大事だと思うため、引き続き研究をしながらやっていきたいと思う。
会長	廃棄物問題は、私たちの生活に非常に密着していて、日々の暮らしから出てくるものであるため、多くの市民にとって大変関心が高い問題である。はじめに事務局から説明があったが、中間見直しを令和 6 年度に行うにあたり、その前の中間的な報告を本日いただいたと受け止めている。改めて、本日いただいたご意見に

	については、中間見直しに向けて、実態の把握など取り組めることについてはぜひ事務局で着手をし、令和6年度の見直しの際にその実績についても報告いただいたうえで検討していきたい。さらに、中長期的な観点から様々な施策の提案をいただいているため、これからの市の施策に反映できるものは反映していき、計画上にあてはめていくということになると思う。
事務局	本日ご欠席の杉山委員から、事前にご意見を2点いただいております、簡単にここで紹介する。 まず、生ごみに関するご意見で、食品ロスの削減には、フードバンクも大事ではないかというご意見、また、学校給食の残さについても堆肥化したらどうかというご意見をいただいた。フードバンクについては、そういった活動を行っているNPO法人が市内に一団体あり、市からの補助金制度等によって運営している。 学校給食の残さについては、一部焼却してるものもあるが、基本的にはリサイクル業者で再資源化する、もしくは堆肥化するといった取組を行っている。

(4) 第3次小田原市環境基本計画及び小田原市気候変動対策推進計画 進行管理・評価について(資料5、資料6)

事務局から資料5及び資料6に基づき報告を行った。

概要は次のとおり。

会長	直近であれば今年の8月くらいには、審議会にこうした内容で報告があると思う。 この進め方で良いと思うが、先ほど毎年の評価と3年ごとの中間評価、こちらは少しまとまって評価するようになるようだが、この手法については、気候変動対策推進計画も同じように進めていくということで良いか。
事務局	気候変動対策推進計画も同じように行っていく予定である。
会長	ぜひそのようにお願いしたいと思う。資料5には環境基本計画の進捗管理と書いてあるが、実際には気候変動対策推進計画の進捗も含まれるということか。
事務局	これまでの年次報告書は一冊に閉じており、ボリューム的にも地球温暖化対策の部分は薄かったが、各章ごとにこのようなシートでまとめて報告をしていく形になる。
会長	今までは2つの計画の報告書を合体して取りまとめていたが、その方式は継続されていくのだろう。審議会としては、計画の進

	行管理の段階でまたご意見をいただき、市の環境施策や気候変動対策に反映していくという手順になる。
--	---

8 その他

委員	前回の9月の審議会で電力の調達について質問し、その回答をいただいておりますが、1月に再度請求をして答えをもらった。審議会の中で回答がなかった場合は、議事録を作成する際に回答を入れ込むと良いと思う。今後はそのように進めてほしい。
会長	審議会での質問について事務局が数値等を十分把握しておらず、後日回答としたものについては、本来は審議会の中で回答すべきところであるため、速やかに回答する。これが今回遅れたというご指摘があった。また、その記録を議事録に記載してはどうかというご意見であったが、いかがか。
事務局	後日回答としたものについて承知していたが、事務的に漏れてしまっていた。委員にはお詫び申し上げる。
会長	繰り返しになるが、審議会の中で本来回答すべきところを後日回答とした場合には、把握次第速やかに回答するようお願いする。また、議事概要の当日のやり取りの下に、後日このように回答したということを残すということで良いか。審議会の中で回答されていれば数値や回答内容が議事概要として残るが、後日回答とすると記録が残らないため、このように回答したということを追記する。審議会が終わってからということになるが、記録を残すということで整理させていただく。
事務局	次回の令和5年度第1回環境審議会の日程については、5月、6月頃の開催を予定している。後日、事務局から日程調整させていただく。

以上